第6章

計画の推進にあたって

第６章　計画の推進にあたって

すべてのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちを実現するためには、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者（以下「保護者等」という。）の役割に応じて自主的かつ主体的に取り組むとともに、相互に連携し、協力することにより、こどもの健やかな育ちを支えあうことが重要です。

以下は、各主体における取組の基本的方向を示したものです。

⑴　各取組主体の責務及び役割分担

①　市の責務

・市は、第３章の本計画の基本理念にのっとり、こども施策を総合的かつ計画的に推進します。

・市は、こども施策の推進にあたっては、保護者等と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

・市は、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行います。また、こども施策の幅広い展開及び一層の充実を図るため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めます。

②　保護者の役割

保護者は、こどもの養育や発達についての第一義的な責任があることを認識するとともに、困ったときは１人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、次に掲げる役割を果たすよう努めることが求められます。

・こどもが心身ともに安らかに過ごすとともに、健やかに育つ家庭環境づくりを行うこと。

・乳幼児期からこどもの人格を認め、自分を大切にする気持ちを育むとともに、こどもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるよう支援すること。

③　育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設（保育所・認定こども園・幼稚園・学校・児童クラブなど、こどもの育ち、学びを支援する施設）は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めることが求められます。

・こどもの成長及び発達の程度に応じて、こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、共に語り、考える機会を確保すること。

・集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう必要な支援を行うこと。
・施設等におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするとともに、こどもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。

④　市民の役割

市民は、こどもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、こどもの健やかな育ちを支えるよう努めることが求められます。

⑤　地域の役割

地域は、社会全体で子育てをするという意識を持ち、次に掲げる役割を果たすよう努めることが求められます。

・地域が、こどもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、こどもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりを行うこと。
・住民間の交流、見守り活動等を通して、こどもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができる地域づくりを行うこと。
・地域における取組において、こどもがこども同士又は多様な世代と交流し、さまざまな体験をすることができる機会の提供を行うこと。

⑥　事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたり、こどもの権利を尊重するとともに、社会的影響力及び社会的責任を認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めることが求められます。

・ 雇用する労働者が安心してこどもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と生活の調和に必要な環境の整備を行うこと。
・ 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域が行うこどもの育成に関する諸活動又はこどもの主体的な活動への協力を行うとともに、こどもが社会の仕組み及び生き方に対する理解を深めるための機会の提供を行うこと。

⑵　本計画の推進体制

本計画の推進にあたり、個々の施策は関係課などが連携して取り組む必要があることから、庁内の推進委員会で、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うとともに、学識経験者や保育・教育関係者のほか、当事者である若者等の市民による子ども・子育て会議において、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。
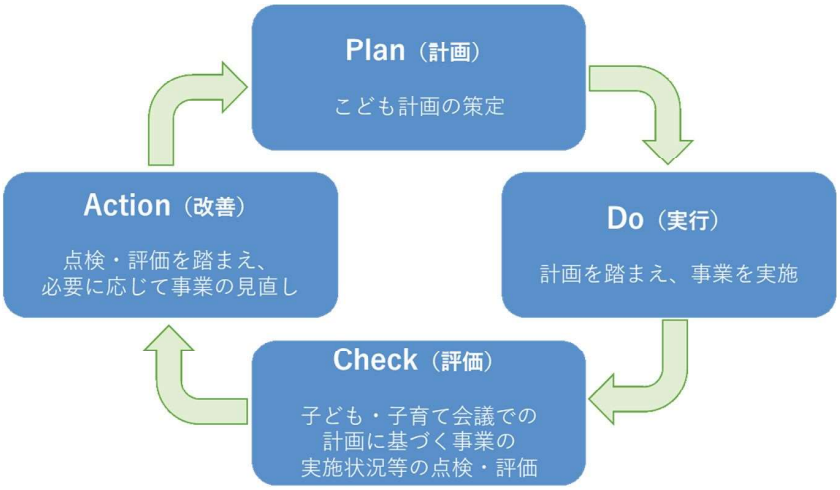
また、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合などは、計画期間の中間年度（令和９年度）を目安として、計画の見直しを行います。